

○寒川町企業等の立地促進に関する条例

平成18年3月24日

条例第15号

改正 平成21年3月27日条例第2号

平成22年12月16日条例第35号

平成27年12月17日条例第24号

平成30年9月26日条例第19号

令和元年6月21日条例第1号

令和3年3月30日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、本町に立地を行う企業等に対し奨励措置を講ずることにより、企業等の立地を促進し、経済の持続的な発展を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 営利を目的として事業所を設ける法人又は個人をいう。
- (2) 事業所 企業等がその事業の用に供するために設置する事務所、研究所、工場その他これらに類するもの及びこれらに付随した関連施設をいう。
- (3) 新設 町内に事業所を有しない企業等が町内に事業所を設置すること又は町内に事業所を有する企業等が既存の事業所の敷地内に別の事業所を設置すること若しくは既存の事業所を取り壊して新たに事業所を設置することをいう。
- (4) 増設 町内に事業所を有する企業等が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所の敷地の面積を拡張し、若しくは床面積を拡張すること又は新たに償却資産を取得すること(性能の向上、製造品の変更その他これらに類する理由により償却資

産を更新する場合の取得を除く。)をいう。

- (5) 立地 企業等が事業所を町内に新設し、又は増設して事業を開始することをいう。
- (6) 奨励措置 第4条に規定する固定資産税等の不均一課税及び第5条に規定する雇用奨励金の交付をいう。
- (7) 工業系地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第10項に規定する準工業地域、同条第11項に規定する工業地域及び同条第12項に規定する工業専用地域をいう。
- (8) 投下資本額 企業等が立地をするために要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産の取得に要した費用の総額から国、他の地方公共団体その他の公共団体及び公共的団体の補助金、奨励金その他これらに類するものの額を控除した額をいう。
- (9) 田端西地区土地区画整理事業区域 都市計画法第19条第1項の規定により茅ヶ崎都市計画土地区画整理事業田端西地区土地区画整理事業として都市計画を定めた土地の区域をいう。
- (10) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (11) 常時雇用する従業員 立地を行う企業等が、立地の日の前後2月以内に新たに雇用し、引き続き1年以上雇用している者(規則で定める者に限る。)で、その者の雇用の日の1年前から第6条の規定による申請(第5条に規定する雇用奨励金の交付に係るものに限る。)の日まで継続して町内に住所を有するものをいう。
- (12) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者をいう。

(平27条例24・一部改正)

(奨励措置を受けるための要件)

第3条 工業系地域において立地を行う企業等は、次に掲げる要件を満たすときは、奨励措置の適用を受けることができる。

(1) 当該立地に係る事業所が、次に掲げるいずれかの事業の用に供されるものであること。

ア 製造業(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる産業のうち大分類Eに分類されている事業をいう。)

イ 情報通信業(日本標準産業分類に掲げる産業のうち大分類Gに分類されている事業をいう。)

ウ 自然科学研究所(日本標準産業分類に掲げる産業のうち小分類番号711に分類されている事業をいう。)

エ アからウまでに掲げるもののほか、地域経済の発展に寄与すると町長が認める事業

(2) 投下資本額が3億円(中小企業者である場合にあつては、5,000万円)以上であること。ただし、土地の取得を伴わない立地の場合は2億円(中小企業者である場合にあつては、3,000万円)以上であること。

(3) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

(4) 町民の生活の向上を図り、又は保全をするため、当該立地が奨励措置を適用するにふさわしいと町長が認めたものであること。

(平21条例2・一部改正)

(固定資産税等の不均一課税)

第4条 企業等が所有する当該立地に係る固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の税率は、寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)第21条及び第38条の規定にかかわらず次のとおりとする。ただし、田端西地区土地区画整理事業区域の土地に対して課する固定資産税等の税率について

は、この限りでない。

(1) 固定資産税の税率 100分の0.7

(2) 都市計画税の税率 100分の0.1

2 前項の規定による奨励措置は、立地の日の属する年の翌年の1月1日(立地の日が1月1日のときは、同日。以下「課税基準日」という。)以後最初に課せられることとなる年度から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める年度分に係る固定資産税等について適用する。

(1) 田端西地区土地区画整理事業区域以外に立地を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める年度分

ア 土地の取得を伴う場合 7年度分

イ 土地の取得を伴わない場合 5年度分

ウ 償却資産の取得のみの場合 3年度分

(2) 田端西地区土地区画整理事業区域に立地を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める年度分

ア 家屋の取得を伴う場合 5年度分

イ 償却資産の取得のみの場合 3年度分

3 既に前2項の規定による奨励措置の適用を受けている企業等は、当該奨励措置の適用を受けている年度分に係る固定資産税等について、新たに奨励措置の適用を受けることができない。

(平22条例35・平27条例24・一部改正)

(雇用奨励金の交付)

第5条 町長は、企業等が立地に伴い前条第1項の規定による奨励措置を受ける場合に限り、次の各号のいずれかに該当するときは当該各号に定める額を、当該企業等に対し、雇用奨励金として交付するものとする。

(1) 常時雇用する従業員を雇用したとき 当該常時雇用する従業員の数に20万円

を乗じて得た額

(2) 前号の規定により交付を受けた企業等が常時雇用する従業員を立地の日後2年2月を経過する日まで引き続き雇用したとき 当該常時雇用する従業員の数に10万円を乗じて得た額

- 2 前項各号に規定する当該常時雇用する従業員のうちには障害者があるときは、当該障害者の数に10万円を乗じて得た額を加算するものとする。
- 3 第1項各号に規定する当該常時雇用する従業員の数の上限は、それぞれ10とする。

(平22条例35・平27条例24・平30条例19・一部改正)

(奨励措置の適用の申請)

第6条 奨励措置の適用を受けようとする企業等は、規則で定める申請書により、町長に申請しなければならない。

(奨励措置の適否の決定)

第7条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、奨励措置の適用について、その適否を決定するとともに、規則で定めるところにより、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、奨励措置の適用について、必要な条件を付すことができる。

(変更等の届出)

第8条 現に第4条の規定による奨励措置の適用を受けている企業等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 第6条に規定する申請書の記載事項又は添付書類の内容に変更が生じたとき。
- (2) 事業を休止し、又は廃止するとき。

(奨励措置の適用の決定の取消し等)

第9条 町長は、第7条第1項の規定により奨励措置の適用の決定を受けた企業等(以下

「適用企業等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励措置の適用の決定を取り消し、又は奨励措置の適用を停止することができる。

- (1) 第3条に掲げる要件に適合しないと認められるとき。
- (2) 第7条第2項の規定により町長が付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほかこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 虚偽又は不正な行為により奨励措置の適用を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により奨励措置の適用の決定を取り消したときは、奨励措置にかかる固定資産税等の全部若しくは一部を納付させ、又は既に交付した雇用奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(奨励措置の適用の承継)

第10条 譲渡、合併、相続その他の理由により適用企業等の事業を承継した企業等は、当該事業が継続される場合に限り、町長の承認を得て、奨励措置の適用を承継することができる。

2 前項の規定による承認を受けようとする企業等は、申請書に規則で定める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(報告等)

第11条 町長は、この条例の規定に基づく施策の実施に必要な限度において、適用企業等に対し報告若しくは関係書類の提出を求め、又は調査をすることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。

(平22条例35・平27条例24・令元条例1・一部改正)

附 則(平成21年3月27日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月16日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた立地に係る奨励措置の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月17日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町企業等の立地促進に関する条例(以下「新条例」という。)第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日以降に立地を行つた企業等に対する奨励措置から適用し、同日前に立地を行つた企業等に対する奨励措置については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の寒川町企業等の立地促進に関する条例第4条第1項及び第2項の規定による奨励措置の適用を受けている企業等に新条例第4条第3項の規定を適

用する場合においては、同項中「前2項」とあるのは、「寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例(平成27年寒川町条例第24号)による改正前の寒川町企業等の立地促進に関する条例第4条第1項及び第2項」とする。

附 則(平成30年9月26日条例第19号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年6月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の寒川町企業等の立地促進に関する条例第4条の規定は、施行日以後に田端西地区土地区画整理事業区域において立地(新設に限る。)を行う企業等に係る奨励措置の適用について適用し、同日前に田端西地区土地区画整理事業区域に立地を行った企業等に係る奨励措置の適用については、なお従前の例による。